News Release

株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency,Ltd.

26-I-0100
2026 年 11 月 19 日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

# 中華人民共和国

【据置】

| | |
|---|---|
| 外貨建長期発行体格付 | ＡＡ－ |
| 格付の見通し | 安定的 |
| 自国通貨建長期発行体格付 | ＡＡ |
| 格付の見通し | 安定的 |

■格付事由

(1) 格付は、大規模で多様化した経済基盤、対外ショックに対する堅固な耐性を主に評価している。他方、輸出がけん引する成長から内需主導型の成長への転換が道半ばであること、国家安全保障や経済安全保障を巡る主要国との緊張関係といった制約要因を考慮している。高水準の国内貯蓄と貿易黒字により経常黒字が続いており、世界最大規模の外貨準備を有する対外純債権国であることに変わりはない。近年は、脱炭素関連産業に加え、AI、ロボティクス、電気自動車（EV）、二次電池などの分野で国際競争力を高めている。米国政府の保護主義に対しては、グローバルサウスの国々との連携強化を図るとともに、レアアースなど戦略物資の輸出管理を政策手段の一つとして活用している。足元で政府は、個人消費の喚起策や民間企業活動の活性化に向けた措置を打ち出しているものの、内需の勢いは依然として潜在力を下回っている。経済安全保障環境が変化するなか、いかにして経済・社会の安定的な発展を持続していくかを JCR は注視していく。

(2) 経済基盤は堅固で多様化しており、名目 GDP は約 20 兆米ドルと米国に次ぐ世界第 2 位、一人当たり名目 GDP は約 1.4 万米ドル（25 年時点）。少子高齢化が進展しており、約 14 億人に上る総人口は減少基調にある。内需は、不動産市況の調整長期化や家計・企業の慎重姿勢を背景に力強さを欠いており、物価上昇率は低位で推移している。他方、輸出は引き続き堅調で純輸出が成長に寄与している。米中摩擦により米国向け輸出は減少したものの、EV・二次電池・機械設備などの競争力向上や相手先の多角化により、その影響は抑制されている。25 年の実質 GDP 成長率は 5%増と、政府目標を達成した。不動産市況の調整や少子高齢化の進展などを勘案すると、中長期的に潜在成長率は緩やかに低下していくと JCR はみている。当面は、製造業の高度化や AI 関連投資の拡大が成長を支える一方、内需回復および生産性向上の持続性が中長期的な成長力を左右すると思われる。

(3) 不動産市況の低迷に伴う土地使用権譲渡収入の減少を背景に、地方財政は引き続き厳しい状況にある。景気下支えのためインフラ投資が継続されるなか、地方政府債務は高水準で推移している。政府は隠れ債務の借換えやLGFV 改革を進めており、債務リスクの顕在化抑制に取り組んでいるものの、一部地方銀行ではLGFV 向け貸出や不動産関連貸出の大きさから収益性や資産健全性への下押し圧力がみられる。25 年 3 月には 4 大国有銀行への公的資本注入を実施し、同年 11 月には財政部内に債務管理部門を新設するなど、金融システムの安定確保と地方債務の管理強化に努めている。JCR は、LGFV 改革や隠れ債務の削減の進展、地域金融機関への波及リスク抑制の効果を引き続き注視していく。

(4) 恒常的な貿易黒字を主因とする経常黒字を背景に、世界最大規模の外貨準備を有する対外純債権国である。製造業や再エネ関連産業の国際競争力に支えられ輸出拡大が続くなか、一部の貿易相手国には供給過剰懸念もあり、貿易摩擦が生じている。また、対内直接投資の流入は、業種によるばらつきはあるものの、地政学リスクにかかる不確実性を背景として総じて低調である。政府が技術自立や産業高度化を主導するなか、持続的な経済発展には内需主導型成長への移行は不可欠と思われる。JCR は、消費・民間投資の回復や経済構造改革が進展すれば、中国経済の対外ショックへの耐性はさらに高まるとみている。

（担当）杉浦　輝一・山本　さくら



Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

■格付対象

発行体：中華人民共和国（People's Republic of China）

【据置】

| 対象 | 格付 | 見通し |
|---|---|---|
| 外貨建長期発行体格付 | AA- | 安定的 |
| 自国通貨建長期発行体格付 | AA | 安定的 |

## 格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. **信用格付を付与した年月日**：2026 年 11 月 17 日
2. **信用格付の付与について代表して責任を有する者**：杉浦　輝一
   **主任格付アナリスト**：杉浦　輝一
3. **評価の前提・等級基準**：
   評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014 年 1 月 6 日）として掲載している。
4. **信用格付の付与にかかる方法の概要**：
   本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/）の「格付関連情報」に、「ソブリン・準ソブリンの信用格付方法」（2021 年 10 月 1 日）として掲載している。
5. **格付関係者**：
   （発行体・債務者等）　　中華人民共和国（People's Republic of China）
6. **本件信用格付の前提・意義・限界**：
   本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
   本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
   本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. **本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者**：
   ・ 格付関係者が公表した経済・財政運営方針などに関する資料および説明
   ・ 経済・財政動向などに関し中立的な機関が公表した統計・報告
8. **利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要**：
   JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、発行体または中立的な機関による対外公表という、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. **非依頼格付について**：
   本件信用格付は格付関係者からの依頼に基づかない信用格付である。国に対する信用格付である場合を除き、依頼に基づく格付と区別するため格付記号の後に「p」を表示している。格付関係者からは、信用評価に重要な影響を及ぼす非公表情報を入手していない。
10. **格付関係者による関与**：
    本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
11. **JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置**：なし

■留意事項
本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■NRSRO 登録状況
JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル



Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.